

# 会派視察等報告書

平成 30 年 11 月 12 日

報告者	高木千恵子
月日	平成 30 年 11 月 7 日 (水) ~11 月 8 日 (木)
視察場所	1. 「おむらんど」について (長崎県大村市) 2. パールハイム (長崎県大村市) 3. 長崎市庁舎議会会議室
目的	1. 子ども未来館について 2. 障害者支援施設の内容について 3. 地域コミュニティの仕組みづくりについて

## 平成 30 年 11 月 7 日 (水)

### 1、大村市子ども未来館「おむらんど」について

設置の経緯・目的・施設運営など

親同士の交流を通して、育児不安や子育てのストレスの軽減、解消を図るため、地域での連携により、子どもの見守りや、子育てしやすい地域づくりと地域の子育て支援力向上のため、平成 26 年 11 月に大村市民交流プラザ（プラザ大村）に開設。



こども未来館「おむらんど」は、地域市民交流プラザの 3 階（交流スペース・相談室）と 4 階（親子交流の場一室内遊具施設）。

開館時間は平日：10 時～17 時、土曜日・日曜日・祝日：10 時～18 時、平日は終日、時間の制限なくご利用。

毎週火曜日が休館、しかし小学校等、長期休暇中は開館。ただし、土曜日・日曜日・祝日・小学校などの休業日は来館者

が多いため、子どもさんの安全確保を考慮し、時間入れ替え制。入れ替え時間区分は 10 時～11 時 50 分 12 時 5 分～13 時 55 分 14 時 10 分～16 時 16 時 10 分～18 時。

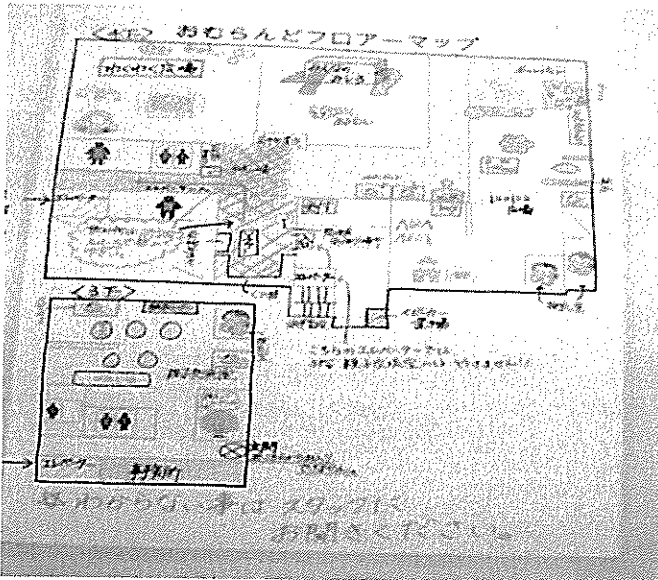
4 階は「おむらんど」入口で 10 時から、当日分の整理券を配布（予約不可）。

利用料金は、0 歳児から就学前子どもと保護者は無料。小学生と保護者に 1 日 1 人 100 円。

その他、身体障がい者手帳、療育手帳など交付を受けている小学生やその保護者は無料や

75 歳以上の保護者は無料。

親子と一緒に過ごすスペースであり、保護者は必ずお子さんに付き添う。保護者以外が連れてきたお子さんは入場できず、保護者の友だち・知り合い(大人のみ)は、入場できない。



利用する子どもからみて、3 親等以内の親族(父母・祖父母・曾祖父母・叔父叔母)を保護者の範囲。

注意点として発熱(37.5 度以上)や風邪などの伝染性の人、体調のすぐれない人の利用制限。また、利用に際し、お互いの子どもの安全管理は、保護者の責任。

※正規職員 1 名、非常勤 9 名で運営

飲食は 3 階交流室で。(館内には自販機はない)すべて持参のみ。

ゴミや交換した紙おむつなどの始末は各家

庭での対応のため、自販機等おかないことは、ゴミ問題対策の一環。

利用状況：平成 29 年度 61873 人で、平日平均 168 人・土日祝日 269 人

大村市では中心市街地の賑わい回復のため、平成 21 年 12 月に中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣による認定を受け、平成 21 年 12 月から平成 27 年 3 月(5 年 4 月)を計画期間とし、目標達成に向けた取組を積極的に推進。

中心市街地の商業活性化の起爆剤として位置付けた「上駅通り地区第一種市街地再開発事業」は、平成 24 年 10 月に分譲マンションが完成、同年 11 月に商業施設『コレモおおむら』がオープン、平成 25 年 2 月に賃貸マンションが完成しました。また、平成 26 年 11 月には多様な世代の交流拠点である『市民交流プラザ』がオープン。

大村市中心市街地は、江戸時代から城下町、長崎街道の宿場町として商業集積が進み地域の拠点として発展し、JR 大村駅や県営バスターミナルの開設等に伴う交通利便性向上により、金融機関・医療機関・福祉施設・文化施設等をはじめとする公共公益施設も集積しており、市の「顔」としての役割を果たしている。

## ※視察を終えて

大村市子ども未来館「おむらんど」の楽しそうな施設に圧倒されました。遊び場の部分は 360 m<sup>2</sup>があり、大きく 5 コーナーに分けられ、それぞれの年齢や個性にあった遊びコーナーで、平日には、一日中過ごすこともできる「おむらんど」は保護者が子どもの個性を知ることができるように感じました。1 フロアに子どもと保護者が 110 名入場できることは、地域との関わりが希薄な核家族にとって、親世代、祖父母世代と接する機会となり、孤立しない子育て支援の考えであり、多様な世代の交流拠点としても、活用されており、知立市もまちづくりや中心市街地活性化に大いに参考にできる事業と思いました。

## 2、障害者支援施設（パールハイム）の支援について

パールハイムの創業者は、田崎真珠の創業者である田崎俊作氏。長崎県の障害者福祉の発展を目指し、昭和 50 年に障害者授産施設として設立。パールハイムは、働く意欲がありながら、雇用されることの困難な人等に必要な訓練および、作業を提供し自活できるように支援することを目的とされ、設立以来真珠を中心とした宝飾品の加工・販売を中心に、

現在では他にも貝殻の細工・加工作業、販売事業などを行っている。



パールハイムでは、真珠や貝殻の細工・加工以外にも、販売事業、パール美珠(スキนครリーム)の販売や、外注作業でリネン作業やギフト用品作成作業、紙折り込作業(祭事用)、他各種記念品の袋詰め作業、缶詰用みかんの皮剥き作業(冬季のみ)等を行っている。

就労継続支援 A 型 10 名 (7 名)、 就労継続支援 B 型 50 名 (43 名)、  
就労移行支援 6 名 (1 名)、 施設入所支援 40 名 (29 名)

### ※視察を終えて

作業所内では、真珠を中心とした委託加工をされていました。球付やネックレスづくりなど専門的な作業が多くあるように見られました。小売化価格が数 10 万円以上の製品を障がい者施設で作られていることは、これまでの、社会福祉法人「大村パールハイム」の歴史を感じました。

同じ敷地内にある施設では平日は 6:45 から、日・祝祭日は 7:30 から起床から消灯までしえんがされています。40 名定員に対し 29 名であるが、夜の支援体制は 1 名であり、緊急時の対応は問題とお聞きしました。現在は知的障害者が多くなりつつあるとのこと。

知立市にも就労継続支援 A 型、B 型事業所があります。けやきの会、こもればいグループ、オアシス知立などありますが、施設入所支援は、けやきの会のホームけやき太陽 6 名、ホームハッ田さくら I の 6 名のみであり、入所施設の不足は大きな課題と思う。

視察をした大村パールハイムのように同じ敷地内で、入所もでき、働くこともできることは、障がい者を持つ家族にとって、一番安心できる施設と思います。知立市においても、今後、障がい者支援の施策の中に障がい者の入所施設も考える必要を感じました。

平成 30 年 11 月 8 日（木）

### 3、長崎市地域コミュニティのしくみづくり

# 未来は『地域』で創る

急速な少子化・高齢化の進行、核家族化や一人暮らし世帯の増加など家族形態の変化、価値観や生活スタイルの変化などに伴う無関心や個人主義の広まりなどにより、地域の一員であるという意識や地域の連帯感が持ちにくい状況にあるあります。が、一方で、東日本大震災以降、地域コミュニティの必要性は認識されています。

地域コミュニティのしくみづくりを重点プロジェクトに位置付け、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域を支える新しいしくみづくり。

近年、人口減少、少子化・高齢化、生活スタイルや価値観の変化など、社会の状況が大きく変わってきており、それに伴い、地域の困りごとにも多様化・複雑化。

地域では、目的に応じてさまざまな団体がまちを良くするための活動を行っていますが、地域活動の担い手の不足や高齢化などが進んでおり、今後、さらに多様化・複雑化していく地域課題への対応が難しくなることが考えられ、こうした中で、地域の困りごとをしっかりと解決しながら、元気で魅力あふれる持続可能なまちにしていくためには、地域コミュニティの力が大切であり、未来を見据え、今のうちに地域のつながりを強め、地域が一丸となって対応できるようにしていく必要。

現在、地域では、自治会をはじめ青少年育成協議会や社会福祉協議会地区支部、PTA など目的に応じてさまざまな団体が活動。今後、さらに多様化・複雑化していく地域課題に対応するためには、これらの団体の連携を強め、多くの地域の皆さんが話し合っ、自分たちの地域に必要なことを「地域で決めて、地域で実行する」しくみが必要性。

自治会をはじめとした、地域で活動する団体同士がさらに強くつながり、地域コミュニティ連絡協議会という一つの組織をつくり、地域の力を集めて自分たちのまちは自分たちで良くしていく姿を目指す。人・拠点・資金の3つの視点で地域コミュニティ連絡協議会を応援し、地域と協働・連携して、さらなる課題解決に取り組む。

「新しい時代に合うよう、しくみを変える・しくみをつくる」⇒「まちを支える仕組み」

- ・地域を行政が応援する仕組み⇒ 市役所を変える。
- ・地域の力を集める仕組み ⇒ 地域コミュニティのしくみ  
「地域のしくみを変える」

市長公約の13の重点ポイントにプロジェクトの取り組みがなされた。

地域コミュニティしくみづくりの職員は12名で、約6名のチームで68学校区でまちづくりの推進にあたる。

現在理念条例であるコミュニティ条例を策定中。

(仮称) 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、長崎市よかまちづくり基本条例 (平成27年長崎市条例第39号) 第3条に規定するまちづくりの基本理念の実現に向けて、住民等、地域コミュニティ連絡協議会 (以下「協議会」という。) 及び市の役割を明らかにするとともに、市の支援及び協議会の認定等に関し、必要な事項を定めることにより、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

プロジェクトを継続的なものとするために、支援を確実なものとするために条例を策定中。

## ※ 視察を終えて

長崎市の地域コミュニティのしくみづくりは、いつまでも暮らしやすいまちであり続けるために、地域の力がとても大切であり、多くの団体がいろいろな形で、イベントに参加したり、高齢者や子どもたちの、みまもりを行う。そして、災害の時には助け合い、自分たちの住むまちをきれいにする。それらの事を地域で決めて実行に移す。地域の力を高めるために、地域の連携を進めること。が、取り組みの背景と、コミュニティの必要性を感じました。

知立市においても、先の大運動会や防災の日など、地域単位での行事が、コミュニティづくりの足掛かりとなるのではと感じました。長崎市内で6つの地区をモデル地区とされ、今年度2つの地区の事例が紹介され、会議をすることより、みなさんに集ってもらい、話し合いが必要との事。目的達成ではなく、まずは参加とお聞きしました。

地域のつながりは、年々どこも、希薄になりつつあります。ごみ収集問題も、環境課が結論を出す前に、地域で市民が意見を出し合う必要があったと思いました。納得がいかないことで、協力をお願いすることは、無理があります。

今後、進む高齢社会で、地域包括ケアシステムの構築が必要とされていますが、まずはこのシステムを市民に理解してもらうためにも、長崎市のように話し合いが必要と思います。

地域包括ケアシステム構築の前に、高齢社会で何が一番困るか？何が一番必要とされるのか？どこまで自分でできるか？など、具体的な事からテーマとして、まずは市民の話し合いが必要であることを痛感しました。